

29 大坂薬種中買仲間と唐薬の江戸流通

羽 生 和 子

関西大学大学院文学研究科 博士後期課程

江戸時代は医薬は専ら漢方であり、薬の原料となる草根木皮などの鑑別は非常に難しかったので、幕府は鑑別の技術を持つ大坂薬種中買仲間に責任を持たせ、その代わり、一手販売の特権を与えた。享保七年（一七二二）道修町薬種屋が唐薬種の一手販売を許された。奉行が交代してもこの文書を根拠に仲間の特権を主張することができた。

薬の町、道修町には江戸時代の初期から薬種を扱う業者が移り住むようになった。大阪道修町には、江戸時代中期から昭和二〇年まで薬業仲間の寄合所で大切に保存されてきた約三三〇〇〇点に及ぶ膨大な一括文書が残されている。本文ではこれらを参照して解析してみた。

最古の資料は明暦四年（一六五八）の「薬種御改指

上申一札控帳」に遡る。これは偽薬取締りつき道修町の薬種屋三三人が奉行所に提出した連印帳の写しで、道修町に薬種屋の同業仲間が形成されつつあったことがわかる。道修町では古くから唐薬を扱っていた。江戸時代は鎖国のため長崎が貿易の唯一の窓口であり、唐薬は「本商人」と呼ばれる入札権を持つ商人が長崎で買いつけた。この本商人から大坂の唐薬問屋に送られる、唐薬問屋は道修町の薬種中買仲間に連絡を取り、これらの唐薬の買い付けを依頼する仕組みになっていた。

唐薬問屋は自己資金で商品の取引をしない斡旋機関のような荷受問屋であった。道修町の薬種中買仲間は、共同で品質を調べ、価格を考え、値決めを行ってから買取り、荷直しや封紙をして全国に卸販売した。薬種中買仲間は唐薬問屋からの実質的な独占購入権を持つ、仕入れ問屋でもあった。その上、薬種中買仲間は薬種の真偽を吟味し、斤目（目方）を改める検査機能も持っていた。

薬種中買仲間は、享保七年（一七二二）に、古くか

ら唐薬種を取り扱っている道修町薬種屋仲間一二四軒が株仲間として、幕府から公認された。同年、江戸、駿府、京都、大坂、堺に「和薬種改会所」が設けられた。その時、道修町薬種屋仲間が大坂の改会所の運営を命じられ、代表として伏見屋市左衛門、福嶋屋吉兵衛の二名が、江戸へ下向した時の文書が「仲間最初書」〔乾〕〔坤〕の二冊として現存している。享保七年八月御改覚「和薬種六ヶ条」によると、今後も通用が認められた和薬種、偽物として通用が禁止された和薬種、真物ではないが、薬効があるので、認められた和薬種、異なる名称に改めるよう指示された和薬種名など一三品が列記されている。これら和薬種の真偽は真物の唐薬種と比較してのことで、それ程唐薬種が当時は貴重な物で薬種の基準となっていたことを裏付けるものである。株仲間公認後二十七年経った寛延二年（一七四九）に『三方申合條目』という重要な古文書がある。

江戸売買（一〇六〇〇二）「江戸下し海陸荷物書上一件（老番）」（宝暦六年（一七五六）十月二十五日より宝暦八年（一七五八）五月二十七日まで）、江戸売買

（一〇六〇〇二）「江戸下し海陸荷物書上一件（武番）」（宝暦八年（一七五八）六月より宝暦九年（一七五九）五月二十六日まで）、上記二冊には江戸時代（宝暦六、九年）の唐薬の品目、数量、荷出人、荷受人、日付、輸送手段が克明に記載されている。この道修町文書は宝暦七年十二月十六日までは「大坂薬種業紙」に活字化されているが、それ以降は原文のままである。それを今回最後まで活字化したので、以後、江戸時代の唐薬の流通に関する研究の一助になれば望外の喜びである。